

補正予算審査特別委員会記録

とき 令和8年3月23日

国分寺市議会

補正予算審査特別委員会

令和8年3月23日（月）

○ 出席委員

委員長	だて 淳一郎
副委員長	木島 たかし
委員	脇村 たいき
	松岡 まり
	森田 たかし
	星 いろは
	新海 栄一

○ 審査事項

- 1 議案第49号 令和8年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）

午前11時00分開会

○だて委員長 ただいまから補正予算審査特別委員会を開会いたします。



○だて委員長 それでは、議案第49号 令和8年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、担当より説明を求めます。

○松下財政課長 それでは、議案第49号、令和8年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額637億2,391万1,000円に、歳入歳出それぞれ1億4,868万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ638億7,260万円とするとともに、第2条といたしまして、地方債1件の追加をいたしたいというものでございます。

3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。

こちら、27ページの調書を併せて参照いただきたくお願いいたします。

ひかりスポーツセンター第一体育室特定天井耐震化事業債については、本事業の工事費等の財源として地方債を増補正するものでございます。

7ページ以降の歳入歳出事項別明細書につきましては、別途事項別明細書資料を提出しております。

また、この他にも各課の個別資料と基金一覧表を提出しておりますので、審査の参考としていただきたくお願いいたします。

続いて、給与費明細書について説明いたします。

21ページ、22ページをお願いいたします。

上の段の比較の欄、報酬213万円の増につきましては、主に生活困窮者自立促進支援事業に要する経費などで、時間額会計年度任用職員の報酬を増額することによるものでございます。職員手当161万9,000円の増につきましては、こちらも生活困窮者自立促進支援事業に要する経費で、超過勤務手当を増額したことによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○だて委員長 説明が終わりました。

質疑の進め方ですが、3ページの第2表、地方債補正、27ページの地方債調書、21ページからの給与費明細書及び7ページ、8ページの歳入については、全て歳出に関連するものであることから、これらの質疑は関連する歳出の該当ページでお受けすることといたしたいと思います。また、事項別明細書資料に歳入及び歳出の説明が記載されていますので、口頭での説明は省略し、補正予算事項別明細書の歳出からページを追って質疑を行うことといたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○だて委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、補正予算事項別明細書の歳出から、ページを追って質疑を行います。

質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。

まずは、9ページ、10ページからです。

（「なし」と発言する者あり）

○だて委員長　　よろしいですか。

次に進みまして、11ページ、12ページ。

○松岡委員　　よろしくお願いします。

先ほどの厚生文教委員会の中でも説明をお聞きしていて、少し数字に関わる場所なので、こちらで伺います。

まずは、生活困窮者自立促進支援事業に要する経費のところですか。役務費のところは口座振替取扱手数料を計上していますけれども、委員会資料のエアコン設置の緊急支援についてのところに、支給金額1世帯当たり10万円が上限というふうにあります。先ほど御説明もありました。こちらについて、対象者で申請された方には、どのような形で支給をされるのか、償還払いが行われるのかなど、教えていただけたらと思います。

○伊東生活福祉課長　　こちらは事前申請が原則ということで、今整理をしているところでございます。申請の後に承認、決定をして、助成金の支給となり、請求金額を口座に支払うという流れになっており、一般的な流れになっているかと思います。そういった中で、今回、当該役務費につきましては、決定通知書の発送と口座振替手数料を踏まえまして、9万2,300円を計上しているという状況でございます。

ですので、償還払いが原則とはなりますが、東京都の方にも照会をして、その他の対応がとれるかどうかというところも検討して参る必要があるのかなというふうに思っております。

○松岡委員　　承知しました。

基本的な流れについては、立替払いというか償還払いがあって、そのほかにも、今ちょっと東京都と協議していただくというところでした。

エアコンの設置ということで、額が大きいかなというふうに思いまして、その上限が10万円となっていますので、償還払いがされるまでの間というのは、苦しい期間もあるのかなというふうに少し思いましたので、お聞きさせていただきました。よろしくお願いします。

○星委員　　エアコンのところで、資料から質疑いたします。

対象世帯が、住民税非課税は見込み値は300世帯で、生活保護の被保護世帯は100世帯とありまして、今回はエアコンが全くないか、低所得世帯の場合は長期使用していて大変だっているところが対象ですけども、それぞれ対象世帯の300世帯と100世帯というのはどのように出したのか伺います。

例えば、非課税世帯の何%、生活保護の被保護世帯の何%という、要するに、こんなに暑さ対策で困っている人がいるのだという、そういう予測を市は出したんだろうと思ったもので、大体何%、何割ぐらいになるのか教えていただければと思います。

○伊東生活福祉課長　　まず低所得世帯の対象世帯の考え方については、東京都からも一定考えが示されておりまして、まず都内全体で180万世帯が非課税世帯均等割のみ課税世帯で、そこから生活保護世帯を引いた数から10%の方がエアコンを保有していない世帯で、そこから申請をされる方が10%ということが示されております。

ただ、それを当市に当てはめると、120世帯、120台程度ということになりますので、ここはちょっと近隣市とかの考え方などを総合的に判断させていただいて、300世帯と見込みをさせていただいております。

あと、被保護世帯につきましては、こちらでも東京都の考え方が示されておりまして、内閣府の消費動向調査からエアコンを保有していない世帯が約8.3%というところを少し聞いておりましたので、そういった数字を参考にさせていただいて、今回の事業費の予算を計上させていただいたということになります。

○星委員 特に低所得世帯の方は結構手厚くしていて、丁寧にお考えの上でこの300世帯ということを設定されてることが分かりました。ありがとうございます。

○だて委員長 そのほかございますでしょうか。

ないようですので、次に、13ページ、14ページ。

○松岡委員 生活保護扶助に要する経費のところ、こちら先ほど厚生文教委員会で御説明がありました。先ほどの生活困窮者の自立促進支援事業には、時間額会計年度任用職員の方の報酬などが計上されていますが、生活保護扶助に要する経費には、エアコン代とその設置代というか、こちらの補助額のみが計上されているということです。

先ほどの説明で、一時扶助を採用するというような説明があったかと思うんですけども、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○伊東生活福祉課長 まず、低所得世帯につきましては、いわゆる、その事務費、先ほど申しました役務費等と時間額会計年度任用職員の人件費等も踏まえた事務費と事業費を合わせた形が補助対象となるということでございますが、被保護世帯については事業費のみが補助対象となるということが示されておりまして、被保護世帯については、事務費は補助の対象にならないということです。

運用につきましては、生活保護世帯への一時扶助というものが従前からありますので、そういった基準に合わせて、一時扶助と同様の運用を図って対応していくべきということが東京都から示されています。今回は、事業費は補助金の対象とさせていただきますが、事務費に関わる部分については、通常的生活保護のケースワークの一環として対応していくということでございます。

○松岡委員 分かりました。都の事業で内訳が決まっているということだったと思います。

先ほどの厚生文教委員会でも、ケースワーカーの訪問についての現地調査のことも質問がされていたかと思いますが、大変な作業となるのかもしれないなというふうに、聞いていて思いましたので、是非とも、こちら大変かと思うんですけども、丁寧に行っていっていただけたらと思っています。

○だて委員長 そのほかよろしいでしょうか。

続きまして15ページ、16ページ。

○新海委員 RSウイルスワクチンですけども、自由民主党国分寺としては、以前よりこれを希望しておりまして、今回、実現になったことは大変嬉しいと思っております。

それで、まず呼吸器障害を持っている人には非常に危険なウイルスなんですけども、今回、対象者が絞られていることについての御説明をいただきたいと思います。

○占部健康推進課長 こちらについては、定期接種の事業となります。国の方の審議会等で議論されて、こちらの対象者の方について定期接種化されたということでございます。

○新海委員 国分寺市としても対象が920人いるということですので、結構な事業になると思いますけども、これは、国からの補助金が入っていないけれども、そこはどうなっているのでしょうか。

○占部健康推進課長 定期接種の財源については、地方交付税措置ということになっております。

当市につきましては、普通交付税不交付団体のため、全て一般財源で手当するということになります。

○新海委員 非常に問題がある制度だなというふうに思っております。

今回、こういう形で補助が出ないということもありますし、ふるさと納税の返還金も、不交付団体には入りません。不交付団体になっていることは、今までそれほど問題はなかったんですけど、今、非常に障害になっていると思うんですね。

それで、国分寺市の財政を見ますと、なぜ不交付団体になるのかなというような状況なんですけど、その辺りは、また別の機会にやります。

この対象者について、要するに、高齢者も対象になると思うんですけど、RSウイルスワクチンの対象者について、今後増やす検討がされるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○占部健康推進課長 定期接種化も今後の国の議論の中で、そういった対象者拡大の検討もされていくのではないかと考えております。

○新海委員 国分寺市医師会の皆さんとも相談しているようなんですけど、医師会の意見はどんな感じでしょうか。

○占部健康推進課長 高齢者に対する任意接種とか、そういったお話だとは思いますが、今のところ、医師会からの御意見については、特段聞いておりません。

○新海委員 分かりました。医師会の皆さんと御相談してやっていただくのが一番いいと思います。いずれにしても、この接種が開始されたということは非常に喜ばしいことですので評価をしていきたいと思います。ありがとうございました。

○だて委員長 そのほか御質疑ありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○だて委員長 それでは続きまして17ページ、18ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○だて委員長 19ページ、20ページ。

○星委員 体育施設維持管理に要する経費で伺います。事項別明細書資料の3ページ、通し番号9番で説明がありますが、今回、新たに市民室内プールの建物の中で屋根の耐火構造を満たしていないということも発見されたので、調査及び設計委託料が増えるという補正ですけども、調査と改修設計について、市としては、どれぐらいの期間が今後かかるというふうに考えているのか、その辺の期間のについて、お考えをお願いいたします。

○岡田スポーツ振興課長 今、お話いただきましたとおり、令和8年2月20日から市民室内プールと生きがいセンターこいがくぼの全館が利用停止となっております。大変申し訳なく存じてございます。

今、お話いただいた期間についてなんですけれども、まず、今回判明した屋根の改修の設計、それと、そのほかに法に適合していない箇所がないのかという確認、こちらの調査を目的として、この2点について変更するという形で行います。設計を行うということになりますので、なるべく早期の再開を目指して行っていくわけなんですけれども、そのあとの工事がどの程度かかるのかということは、この場において明確にお話しすることはできない状況になります。

ただ、庁内一丸となって、一刻でも早く再開できるように努力して参ります。

○星委員 他のところも調査するということですね、問題がないかどうか。その辺は、やはり丁寧にやっていく必要があると私も思っていますので、そこは了解いたしました。

その工事も含めて、見えてくる時期がいつぐらいになるのかというのは、要するに、この辺まで進んだらこのぐらいで再開できるかなっていう、そういう目星がつくのっていうのはいつぐらいになるのか、何かお考えがあればお願いします。

○岡田スポーツ振興課長 繰り返しの答弁になりますけれども、設計をしてみないと分からないというところなのですが、なるべく早く皆様にそのめどが分かる状況に持っていきたいと考えてございます。

○星委員　今の段階で言うのは、ちょっと難しいということは理解いたしました。

あと、最後に、私は予算特別委員会のときに、指定管理者の自主事業の方の市との連携お願いしましたが、
けども、その後、何か動きがあれば、その点についてお願いしたいと思います。

○岡田スポーツ振興課長　予算特別委員会のときにもお話ししましたが、今まさに、令和8年度の事業計画を指定管理者において練っている状況になりますので、どこまで今回の件をフォローできるのかということがこれから決まって参りますが、まさに今、検討していただいているという段階です。

○星委員　分かりました。子供たちが楽しみにしているものであったり、高齢者が本当にみんな必死で健康維持のために頑張っていますので、そこは繰り返しになりますが、指定管理の事業者の皆さんと連携しまして、最大限お願いしたいと思います。以上です。

○だて委員長　このページ、その他にございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○だて委員長　それでは、他に質疑がないようでしたら、これで質疑を終了いたします。
討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○だて委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○だて委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、補正予算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時30分閉会